

ISHIZUCHI

令和7年(2025) Vol.334

共済だより 3月号

—ご家族でご覧ください—

松前町

こいずみばたけ

恋泉畑

エミフルMASAKIへの玄関口とも言える古泉駅南に、町民の憩いの場として整備された花畑です。花畑内に設置された園路はフォトスポットになっており、春は菜の花、夏はひまわりなど四季折々の花を近くで楽しむことができます。

② 旅する愛媛 松前町

CONTENTS

- ④ 被扶養者の異動手続きをお忘れなく
- ⑤ 3歳未満の子に係る養育特例制度に関するお知らせ
資格喪失後に医療機関を受診したときの医療費返還について
- ⑥ 令和7年度の任意継続掛金をお知らせします
- ⑦ 年金者連盟からのご案内
- ⑧ えひめ共済会館利用方法のお知らせ
新組合会議員の紹介
- ⑨ 入学・修学貸付受付中です
- ⑩ 特定保健指導で健康改善!
特定健康診査受診券等が届いた家族(被扶養者)の皆さまへ
- ⑪ 人間ドック等利用助成の申込みをされた方へ
ころとからだの健康相談
- ⑫ 障害の状態になったときの年金
- ⑬ 令和7年4月1日からの育児休業等の変更について
- ⑭ 野菜たっぷり健康ごはん「中華丼」



愛媛県市町村職員共済組合
<https://kyosai-ehime.or.jp>

石 金 造

松前町

まつさきに出会える、

まちの恵み

福德泉公園

松前町データ (2024年12月現在)

面積：20.38km² 人口：30,195人

HP：https://www.town.masaki.ehime.jp/

松前町は、石鎚山系に端を発した一級河川重信川を境にして県都松山市に隣接し、道後平野の西南部にあります。西は伊予灘に面し、南は伊予市をへだて四国山脈が望め、豊かな自然と土地に恵まれたところです。昭和30年3月に旧松前町、北伊予村、岡田村の1町2村が合併して新生「松前町」が誕生し、今年町制施行70周年を迎えます。

茜色に染まる塩屋海岸

塩屋海岸 ショヤカイガン



伊予灘に面した塩屋海岸での格別の夕日。伊予灘は瀬戸内海式気候に属しており、晴天の日が多く降水量が少ないため、きれいな夕日が見えやすいと有名です。塩屋の夕日は、あなたの一日の終わりを優しく包み込んでくれます。

伊予郡松前町大字北川原

幻想的な風景が広がる伝統行事

大間地区灯籠流し

ダイヤモンドウロウナガシ

盆にはこの地区独特の伝統火祭り行事として、川に浮かべた麦わらに火をつけ祖霊を迎える迎え火、また送り火が行われています。会場となっている「有明公園」は、普段は、散策する人たちの休憩、語らいの場となっています。

伊予郡松前町大字大間



日本ホッケー協会公認の人工芝競技場

松前町国体記念ホッケー公園 ホッケー場

マサキチョウコクタイキネンホッケーコウエン ホッケージョウ



愛顔つながるえひめ国体の会場にもなった日本ホッケー協会公認の人工芝競技場です。ホッケーの聖地まさきを目指し、ホッケー教室や交流大会などを開催しています。

伊予郡松前町大字鶴吉



松前町 おすすめグルメ

はだか麦

珍味



松前町では「はだか麦認定店」がはだか麦を利用して新たなスイーツを開発し、お手軽に味わえるグルメとして提供しています。



松前町は小魚珍味発祥の地とされています。お酒のおつまみとしてはもちろん、カルシウム食品として全国でも親しまれています。

年間イベント情報

-
-
- 4月23日 義農祭
-
- 8月初旬 まさき町夏まつり
-
- 10月13日～15日 秋祭り
-
- 10月最終土・日曜日 まさき文化祭
-
- 12月上旬 松前町ふれあい健康マラソン大会
- イベントに関する詳しい情報は、ホームページ等でご確認ください。

松前町のイチオシ



はんざりきょうそう はんざり競漕

はんざり競漕とは、「はんざり」と呼ばれる直径1mほどの桶に乗って屈伸運動だけで海上を漕ぎ進み、その速さを競う競技で、松前町の夏の風物詩です。

海上に設けられたコース(20m)でスピードを競う「はんざり競漕H-1グランプリ」には、毎年町内外からたくさんの参加者が集まります。

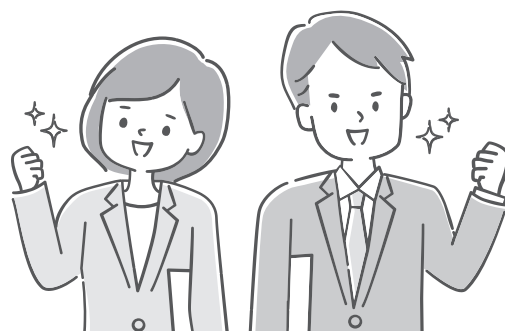
被扶養者の異動手続きをお忘れなく

今年度も残すところあとわずかとなり、卒業・進学・就職など被扶養者の異動が多い時期となります。年度が替わる忙しい時期ではありますが、新生活を始められるご家族（被扶養者）について、収入や生計状況等に変更がないか確認をお願いします。

主な取消事例をご紹介します。該当する場合は、取消手続きが必要となりますので、所属所の共済組合事務担当課を経由して、速やかに「被扶養者申告書(取消)」を提出してください。（「資格確認書」又は「組合員被扶養者証」の交付を受けている方は併せて返納してください。）

- 就職等により、勤務先の健康保険に加入した
- パート・アルバイトの給与収入や事業収入が認定基準額※以上になる見込みとなった
- 年金額の改定等により、収入が認定基準額※以上となった
- 組合員が主たる生計維持者ではなくなった（配偶者の収入の方が多くなる見込み等）
- 同居が認定要件となっている被扶養者と別居した
- 別居している被扶養者への仕送りをやめた

※認定基準額：年額130万円（60歳以上の者及び障害年金受給者は180万円）



就職等に伴い勤務先の健康保険に加入した場合でも、共済組合の被扶養者資格は自動的に取消とはなりません。

取消手続きが遅れると、医療機関で診療を受ける際のオンライン資格確認において、資格の重複が確認され、保険診療に支障がでる可能性がありますので、被扶養者の健康保険の加入状況に注意してください。

平成15年4月1日以前生まれの子（令和7年4月1日時点で22歳以上）を被扶養者としている組合員の方は被扶養者の進路に応じて次のいずれかの手続きが必要です

| 被扶養者の進路 | 手続きの種類 | 提出書類等 | 提出時期 |
|----------------------|--------|--|------------|
| 就職 | 取消 | ・被扶養者申告書(取消) ・資格確認書又は組合員被扶養者証(交付を受けている方) | 速やかに |
| 進学又は引き続き在学 | 扶養継続 | ・在学証明書(令和7年4月1日以降に交付されたもの) | 資格調査時(7月頃) |
| 療養中 (就労に制限を受ける場合) | 扶養継続 | ・障がい者手帳(写)又は就労が困難である旨が記載された診断書(令和7年4月1日以降に発行されたもの) | 資格調査時(7月頃) |
| 求職中 | 扶養継続 | ・被扶養者申告書(認定) ・扶養事実の申立書 ・資格確認書又は組合員被扶養者証(交付を受けている方) 扶養の事実・扶養しなければならない実情を調査確認した上で、認定の可否を判断します。 なお、認定期間は最長1年となり、期限付きの認定となります。 | 4月末までに |

※組合員以外の扶養義務者(配偶者等)がいる場合や、組合員と別居している場合など、上記の書類以外に別途書類の提出を求める場合があります。
※現在求職中による期限付きの認定を受けている方へは、所属所の共済組合事務担当課を経由してご連絡しますので、来年度以降も引き続き認定が必要な場合は、上記書類に「求職活動状況申立書」を添付の上3月末までに手続きを行ってください。

3歳未満の子に係る養育特例制度に関するお知らせ

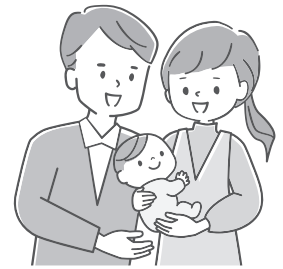
3歳未満の子に係る養育特例の申出において、個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携により、本組合で戸籍関係の情報が取得できるようになりました。

養育する旨の申出をする際に個人番号(マイナンバー)を記入した場合は、次の書類が省略できます。

●**組合員及び当該子の戸籍抄本**(組合員と子の身分関係及び子の生年月日の確認)
(新たに省略可能となりました。)

●**世帯全員の住民票**(組合員と子が同居していることの確認)(以前から省略可能)

- 情報連携により必要な情報の確認ができなかった場合は、書類の提出をお願いする場合があります。
- 「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の様式が変更となっています。
- 養育特例制度については、本紙令和6年10月号(Vol.332)をご覧ください。



養育特例制度に関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6326

資格喪失後に医療機関を受診したときの 医療費返還について

資格取消の手续が遅れると、それまでの間にマイナ保険証等を使用して医療機関で保険診療を受けた医療費について、取消事由発生日に遡って共済組合が負担した医療費を全額返還していただくこととなります。

医療費は医療機関が作成するレセプトに基づいて算出しますが、その診療内容を社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関で審査するため、本組合から医療費の返還請求をするまでに3か月以上かかります。

共済組合へ返還した医療費については、新たに加入した健康保険に請求すると返還額相当額(附加金、事務費を除きます。)が給付されますが、請求手続などの事務負担が生じるだけでなく、遡及した期間が長いと返還額が高額になる場合があり、一時的な支払いとはいえ金銭面の負担も大きくなります。

収入超過により被扶養者の資格を遡及して取消すこととなった場合は、特に返還額が高額になりやすいので、日ごろから被扶養者の収入額等を把握し、取消手続が遅れることのないようにしましょう。

医療費返還請求の書類が届いたら…

医療費返還請求の書類が届きましたら、指定された返還期限内に医療費を返還してください。なお、振込手数料は振込人負担となります。

返還後は新たに加入した健康保険に給付金の請求手続を行ってください。レセプトは、本組合から新たに加入した健康保険へ直接送付しますので、送付先をご連絡ください。

医療費返還に関する問い合わせ先

共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

退職を
予定されている
皆さまへ

令和7年度の任意継続掛金をお知らせします

◆任意継続掛金の計算方法

掛金の額は次の①、②のどちらか低い額に掛金率を乗じて求めます。

①退職時の標準報酬の月額 円

②令和6年9月30日現在の全組合員の標準報酬の月額の平均額 円

①と②のどちらか低い額 円 × $\frac{103.22}{1,000}$ (短期掛金率) = 円 (短期掛金(月額))

円 × $\frac{15.80}{1,000}$ (介護掛金率) = 円 (介護掛金(月額))

※②と掛金率は年度ごとに算定されるため、年度で掛金額が変わる場合があります。

※介護掛金は40歳以上65歳未満の任意継続組合員が納めます。

令和7年度任意継続掛金(短期掛金・介護掛金)早見表(令和7年4月に資格取得した場合)

(単位:円)

| 退職時の 標準報酬の月額 | 月 額 | | 年 額 | | | | | |
|-----------------|--------|-------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | | 月払い | | 半年払い | | 年払い | |
| | 短期掛金 | 介護掛金 | 短期掛金 | 介護掛金 | 短期掛金 | 介護掛金 | 短期掛金 | 介護掛金 |
| 58,000円 | 5,986 | 916 | 71,832 | 10,992 | 71,132 | 10,885 | 70,557 | 10,797 |
| 68,000円 | 7,018 | 1,074 | 84,216 | 12,888 | 83,396 | 12,763 | 82,721 | 12,659 |
| 78,000円 | 8,051 | 1,232 | 96,612 | 14,784 | 95,671 | 14,640 | 94,897 | 14,522 |
| 88,000円 | 9,083 | 1,390 | 108,996 | 16,680 | 107,934 | 16,517 | 107,061 | 16,384 |
| 98,000円 | 10,115 | 1,548 | 121,380 | 18,576 | 120,198 | 18,395 | 119,225 | 18,246 |
| 104,000円 | 10,734 | 1,643 | 128,808 | 19,716 | 127,553 | 19,524 | 126,521 | 19,366 |
| 110,000円 | 11,354 | 1,738 | 136,248 | 20,856 | 134,921 | 20,653 | 133,829 | 20,486 |
| 118,000円 | 12,179 | 1,864 | 146,148 | 22,368 | 144,724 | 22,150 | 143,553 | 21,971 |
| 126,000円 | 13,005 | 1,990 | 156,060 | 23,880 | 154,540 | 23,647 | 153,289 | 23,456 |
| 134,000円 | 13,831 | 2,117 | 165,972 | 25,404 | 164,355 | 25,157 | 163,025 | 24,953 |
| 142,000円 | 14,657 | 2,243 | 175,884 | 26,916 | 174,171 | 26,654 | 172,762 | 26,438 |
| 150,000円 | 15,483 | 2,370 | 185,796 | 28,440 | 183,986 | 28,163 | 182,498 | 27,935 |
| 160,000円 | 16,515 | 2,528 | 198,180 | 30,336 | 196,249 | 30,041 | 194,662 | 29,797 |
| 170,000円 | 17,547 | 2,686 | 210,564 | 32,232 | 208,513 | 31,918 | 206,826 | 31,660 |
| 180,000円 | 18,579 | 2,844 | 222,948 | 34,128 | 220,777 | 33,795 | 218,990 | 33,522 |
| 190,000円 | 19,611 | 3,002 | 235,332 | 36,024 | 233,039 | 35,673 | 231,154 | 35,384 |
| 200,000円 | 20,644 | 3,160 | 247,728 | 37,920 | 245,315 | 37,551 | 243,330 | 37,247 |
| 220,000円 | 22,708 | 3,476 | 272,496 | 41,712 | 269,841 | 41,306 | 267,658 | 40,971 |
| 240,000円 | 24,772 | 3,792 | 297,264 | 45,504 | 294,369 | 45,061 | 291,987 | 44,696 |
| 260,000円 | 26,837 | 4,108 | 322,044 | 49,296 | 318,907 | 48,816 | 316,327 | 48,421 |
| 280,000円 | 28,901 | 4,424 | 346,812 | 53,088 | 343,434 | 52,570 | 340,655 | 52,146 |
| 300,000円 | 30,966 | 4,740 | 371,592 | 56,880 | 367,973 | 56,326 | 364,995 | 55,870 |
| 320,000円以上 | 33,030 | 5,056 | 396,360 | 60,672 | 392,499 | 60,081 | 389,323 | 59,595 |

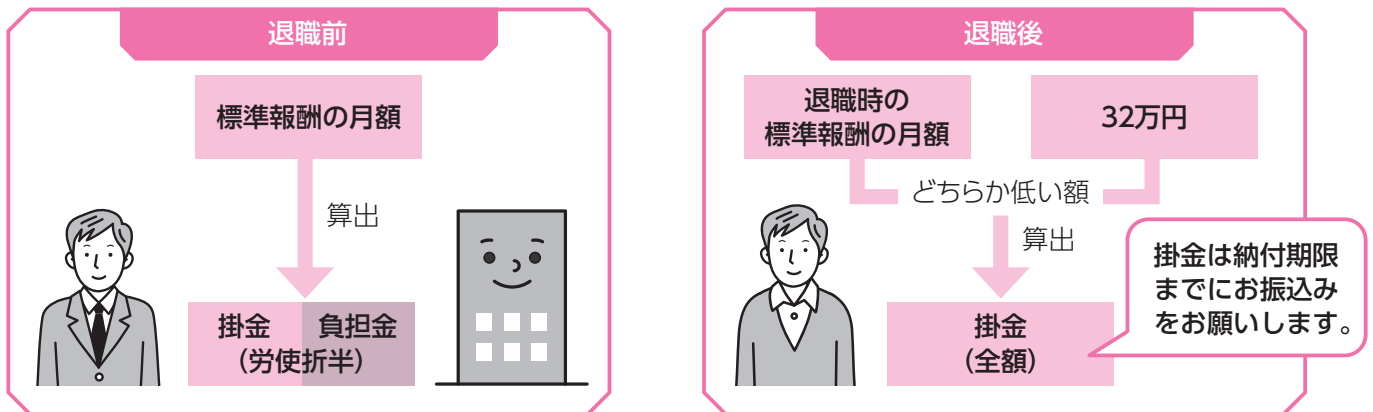
※半年払い又は年払いの場合は、前納による割引が適用されます。

◆任意継続組合員制度とは??

退職すると、退職の翌日から組合員の資格を喪失しますが、「任意継続組合員」になることで、退職後も最長2年間、在職中と同様に、短期給付(休業給付は除きます。)と福祉事業の一部について適用を受けることができる制度です。

在職中の掛金(保険料)は、所属所が給与から徴収し、共済組合へ納めていただいておりますが、任意継続組合員の資格取得後は掛金をご自身で、直接共済組合へ納めていただくこととなります。掛金の払込方法は「月払い」「半年払い」「年払い」のいずれかが選択できますので、早見表を参考にご検討ください。

なお、掛金の払込みの際は振込手数料の負担が発生しますので、割引が受けられ、振込手数料の負担が少なくてすむ「年払い」をお勧めします。期間の途中で任意継続組合員の資格を喪失した場合は未経過期間分の掛金はお返しますのでご安心ください。



任意継続組合員制度の詳細については、本組合ホームページをご覧ください→
(<https://kyosai-ehime.or.jp/konnatoki/taisyouku.html>)



任意継続組合員制度に関する問い合わせ先

共済組合総務課

総務係

☎089(945)6326

年金者連盟からのご案内

年金請求待機者になられたらぜひ年金者連盟にご加入ください!!

年金者連盟とは…

「愛媛県市町村職員年金者連盟」は、愛媛県市町村職員共済組合の組合員であった方で、全国市町村職員共済組合連合会から年金を受給され、年金者連盟に加入された方を会員とする団体です。

また、年金請求待機者の方も連盟活動に参加(会費免除)して頂けます。

年金者連盟は、年金受給者の退職後における会員相互の親睦と経済的生活の向上(年金改善運動)を目的に昭和43年に設立され、現在の会員数は6千7百余名となっております。県内郡市による18支部と27分会に分かれて活動しています。

主な活動と事業

①各支部(又は分会)の総会開催時の年金制度改正の説明や年金相談

- ②年金受給者の処遇改善の要望を全国の連盟と共に実施
- ③会員の金婚・長寿(古希・喜寿・米寿・白寿)の慶祝と弔慰金の給付
- ④「連盟だより」の年2回発行
- ⑤団体傷害保険・団体疾病保険・団体介護保険・がん保険の斡旋など

連盟の会費と加入方法

- 会費の額
年金額に応じ年間500円～5,000円
- 会費納入方法
毎年4月の年金支給期に年金から控除
- 加入方法
「年金者連盟加入届」に住所・氏名等を記入のうえご提出ください。



お問い合わせ

ご不明な点や詳細は、愛媛県市町村職員年金者連盟 ☎089(921)5651まで

組合員の皆さまへ

えひめ共済会館の利用方法についてご案内いたします。

簡単!4STEP

STEP
1

フロントで宿泊カードを
記入する



STEP
2

氏名・生年月日が確認
できるもの(マイナンバー
カード又は運転免許証)など
をフロントで提示する



STEP
3

助成金請求用紙を記入する



精算時

STEP
4

2,400円の
えひめ共済会館利用助成+
300円の組合員割引=
1人1泊当たり
合計2,700円の割引が
受けられます!

お願い

- 令和7年12月1日までは、組合員証の提示でも割引が受けられます。
- 公務出張により宿泊費が支給されている場合は助成金(2,400円)は対象外となります。

この記事に関する問い合わせ先

えひめ共済会館 ☎089(945)6311
共済組合保健課 ☎089(945)6318

新組合会 議員の 紹介



〈第2区〉
古谷 崇洋氏
(砥部町長)

佐川 秀紀議員(前砥部町長)の退職に伴う組合
会議員補欠選挙(市町村長が選挙する議員の選挙
区第2区)を2月18日に実施した結果、古谷 崇洋氏
(砥部町長)が当選されました。

入学・修学貸付 受付中です

貸付利率

年 **1.26%** (変動金利) ※

※金利は令和7年3月1日現在



共済組合では、組合員又は被扶養者(共済組合の被扶養者の認定を受けていない子を含む。)の入学・修学に必要な資金の貸付(入学貸付・修学貸付)を行っています。**5月以降は、貸付額が制限**される場合や**貸付できない**場合がありますので、利用を希望される方は、お早めに所属所の共済組合事務担当課(係)へお申し出ください。

| | 入学貸付 | 修学貸付 |
|-------|---|---|
| 貸付事由 | <p>入学時に要する諸費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学金、教科書代、授業料等 ・敷金礼金等 ・家具・家電(下宿の場合) ・制服等 | <p>修学(進学・進級)に要する諸費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度分(※)の授業料、通学費用 ・家賃 <p>※秋季入学等のケースについては進級又は卒業までの最長1年分(9月進級のときは8月分まで)となります。</p> |
| 限度額 | <p>給料月額<small>の6か月分以内</small> (200万円を超える場合は200万円) ※1万円単位</p> | <p>修業年限の年数に相当する月数1月につき15万円以内 ※1万円単位</p> |
| 貸付利率等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付利率は、年1.26% ※貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する基準利率の変動に伴い変動します。 ● 修学貸付は修業期間中、入学貸付は申出があった場合に、修業年限を限度として元金の償還が据え置かれます。(元金据置期間中は利息分みの償還になります。) ※修学貸付は、申出により、修学終了を待たずに償還を開始することができますが、翌年度以降、修学貸付の増額貸付が受けられなくなりますのでご注意ください。 ※留年分の学費は修学貸付の対象とはなりません。(普通貸付はお申込みいただけます。) ● 毎月の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。 ● 任期の定めのある組合員(特別職・会計年度任用職員等)の方が利用を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。 ● 制度の詳細については共済組合ホームページをご覧ください。その他ご不明な点は、共済組合貯金貸付係又は所属所の共済組合事務担当課までお問い合わせください。 | |

このページに関する問い合わせ先

共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

令和5(2023)年度実施結果レポート 特定保健指導で健康改善!

健診結果から特定保健指導※による支援対象となった方で、令和5年度に特定保健指導を利用された方の健康レベルがどの程度向上したか、その成果を発表します。

特定保健指導とは?

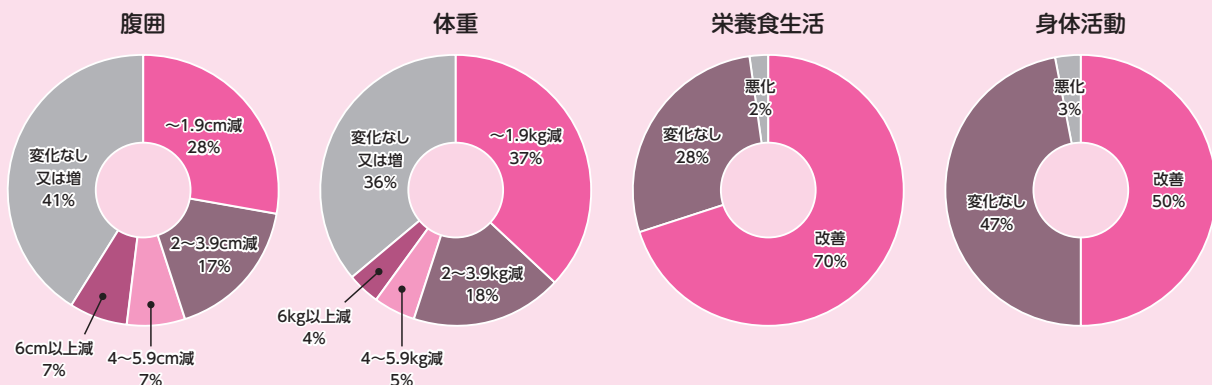
本組合又は本組合が委託する特定保健指導実施機関の保健師や管理栄養士が、各種健診(人間ドック、職場の定期健診、特定健康診査)の結果から要支援となった方に無料で実施する生活習慣病予防のための健康サポートです。プロが利用者の生活習慣を包括的に点検し、どこをどのように改善したら健康度が上がるかを助言、具体的な実践に向け3か月以上にわたって寄り添い、生活改善に役立つ行動を強力に後押しします。

健診時と比較して…

腹囲……………約59%の方が改善
 栄養・食生活……約70%の方が改善
 体重……………約64%の方が改善
 身体活動………約50%の方が改善

2023グランプリ

腹囲 19.4cm減 体重 15.5kg減



特定健康診査受診券又は特定保健指導のご案内が届いた 家族(被扶養者)の皆さまへ

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に図書カード(2,000円分)を進呈しています。

- ① 特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した令和6年度(令和6年7月)の健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方(必要書類:未使用の受診券、健康診断の結果(写)、質問票)
- ② 特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方(人間ドックの利用者は除く)

詳しくは、本紙令和6年7月号(Vol.331)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

令和7年度人間ドック等利用助成の申込みをされた 一般組合員の方へ

申込内容に基づき、健診機関と調整を行い、利用者を決定していますが、第1希望の健診機関の利用枠提供数を申込数が上回った場合等、第1希望での決定ができかねることがあります。この場合、第2希望の健診機関に決定することとなり、第2希望の申込みをしていない方は、令和7年度の人間ドック等利用助成をご利用になれませんのでご了承ください。

なお、**申込後の健診機関、利用区分(コース)の変更はできません。**

利用者決定後、所属所を通じて「人間ドック等利用券」を配付します。利用券が届きましたら、**券面に記載の注意事項等をよくお読みください。**健診機関に利用券の提出がない場合は助成を受けることができませんので、紛失しないように保管してください。

また、短期組合員とその被扶養者が利用できる短期組合員等人間ドック利用助成については、令和7年3月に所属所を経由して案内を行う予定です(本紙令和7年4月号(Vol.335)及び本組合HPにも掲載を予定しています。)

人間ドックの健診結果により特定保健指導の対象となったときは、必ず特定保健指導を受けてください。ご案内した特定保健指導を受けなかった場合、人間ドック等利用助成を受けられなくなることがあります。



障害の状態になったときの年金



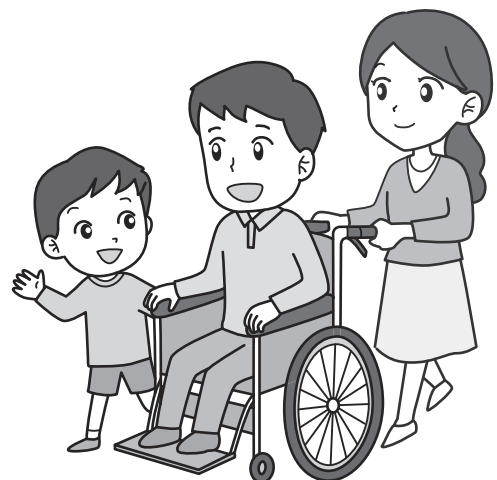
障害厚生年金は、組合員（被保険者）である間に初診日がある病気やケガで、年金法上の障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態となったときに支給される年金です。

障害厚生（共済）年金は在職中でも支給されます

平成27年10月の被用者年金の一元化前までの「障害共済年金」は、組合員である間は支給が停止されていましたが、一元化後は在職中でも支給を受けることができます。（注）

また、在職中で老齢厚生年金を受給する場合は、収入との調整が行われますが、障害厚生（共済）年金を受給する場合は、原則として収入との調整はありません。

（注）在職中は一元化前に決定された「障害共済年金」の「職域部分」の支給は停止となります。また、一元化後に決定された「障害厚生年金」では「経過的職域加算額」が支給停止となります。



障害厚生年金の支給要件

障害厚生年金は、組合員もしくは組合員であった方が、障害認定要件のいずれかに該当し、かつ保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

初診日要件

初診日が組合員である間にあるとき

※初診日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めてお医者さんにかかった日をいいます。

障害認定要件

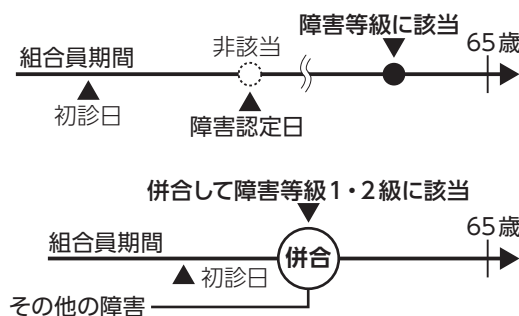
● 障害認定日に障害等級1級、2級又は3級に該当する程度の障害状態にあるとき

※障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、厚生年金保険法施行令第3条の8・別表第1及び国民年金法施行令第4条の6・別表に定められています。

● 障害認定日において障害等級3級以上に該当しなかったが、その後65歳になる前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害状態になったとき

● 組合員である間に初診日がある傷病による障害と、その他の障害とを併合して、障害等級が1級・2級に該当する障害状態になったとき

※障害認定日とは、初診日から1年6月を経過した日をいいます。ただし、それ以前に治癒した場合や、症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った場合は、治癒した日又は治療の効果が期待できない状態に至った日を障害認定日とします。



保険料納付要件

初診日の前々月までの保険料納付済み期間及び保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること ※ただし、令和8年4月1日前までの初診日については、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給される経過措置が設けられています。

障害の程度のめやす

障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態とは、次のような状態をいいます。

1 級

他人の介助を受けなければ、ほとんど自分の用をなさない程度の状態。

例えば、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られる状態。家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られる状態をいいます。

2 級

必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度の状態。

例えば、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られる状態。家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られる状態をいいます。

3 級

労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の状態。

障害の認定は、通常、初診日から1年6か月を経過した日が「障害認定日」となります。

ただし、初診日から1年6か月を経過しなくても、その傷病が治癒したときや、その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至ったときは、治癒した日又は治療の効果が期待できない状態に至った日を障害認定日とします。

◎初診日から1年6か月を経過しなくても、その日が障害認定日となる例

- 人工透析を行っている場合は、透析を初めて受けた日から3か月を経過した日(初診日から1年6か月以内の日に限る)
- 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日
- 心臓ペースメーカー、又はICD(植込み型除細動器)、又は人工弁を装着した場合は、装着した日
- 人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は施術を施してから6か月を経過した日、新膀胱の造設を施術した場合は、造設を施した日
- 切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断又は離断した日
- 喉頭全摘出の場合は、全摘出した日
- 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日

など

この記事に関する問い合わせ先

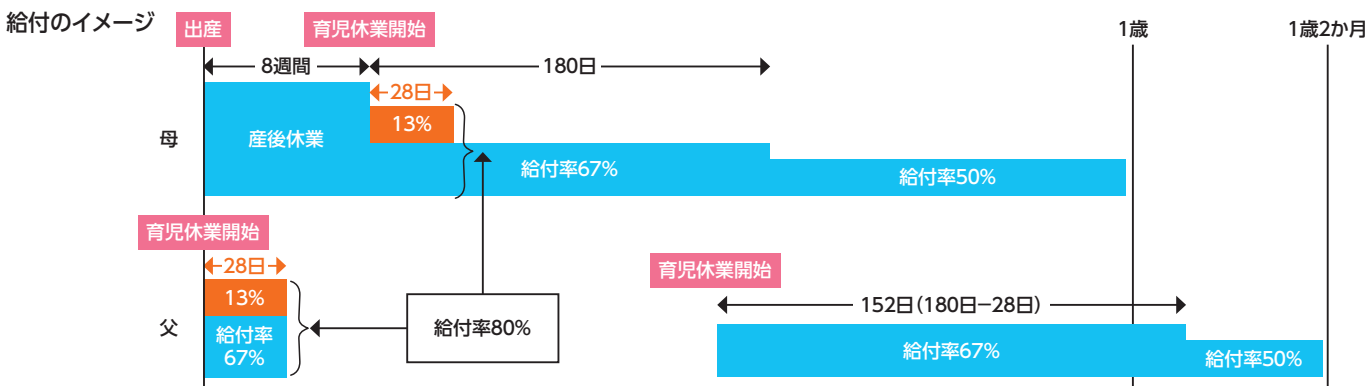
共済組合年金課 ☎089(945)6317

令和7年4月1日からの育児休業等の変更について

令和7年4月1日から「育児休業支援手当」と「育児時短勤務手当」が創設され、また、育児休業手当金の支給期間の延長に係る手続きも見直されることになりましたので、その概要をお知らせします。

育児休業支援手当の創設

令和7年4月1日以後に育児休業を開始する組合員を対象として、対象期間内に、両親ともに通算して14日以上育児休業を取得した場合、最大28日間、標準報酬日額の13%相当分が上乗せで支給されます。



支給要件 次の①②両方の要件を満たす方に支給されます。

- ①組合員が対象期間内に育児休業を取得した日数が通算して14日以上あるとき
- ②当該組合員の配偶者が当該育児休業に係る子について育児休業等を通算して14日以上取得したときただし、次のいずれかに該当する場合は、上記①の要件を満たせば支給されます。
 - ア) 配偶者のない者やその他総務省令で定める者である場合
 - イ) 配偶者が雇用保険法に規定する適用事業に雇用される労働者でない場合
 - ウ) 配偶者が労働基準法の規定による産後休業その他これに相応する休業を取得した場合
 - エ) 上記ア～ウのほか、配偶者が当該育児休業に係る子を養育するための休業をすることができない場合

対象期間

- ・組合員が当該育児休業に係る子について産後休業をしなかった場合
 - ア) 出産予定日前に出生した場合は、出産予定日から起算して56日を経過する日の翌日まで
 - イ) 出産予定日後に出生した場合は、出産日から起算して56日を経過する日の翌日まで
- ・組合員が当該育児休業に係る子について産後休業をした場合
 - ア) 出産予定日前に出生した場合は、出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日まで
 - イ) 出産予定日後に出生した場合は、出産日から起算して112日を経過する日の翌日まで

育児時短勤務手当の創設

令和7年4月1日以後に育児時短勤務（部分休業については未定）を開始する組合員を対象として、2歳に満たない子を養育するために時短勤務をした場合に、当該支給対象月に支払われた報酬に最大10%*を乗じた額が支給されます。

*報酬と給付額の合計額が時短勤務前の報酬を超えないように、給付率は調整されます。

支給要件 組合員が2歳に満たない子を養育するため、育児時短勤務（部分休業については未定）をした場合

対象期間 組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月まで

育児休業手当金の受給期間延長要件の見直し

令和7年4月以後、保育所等に入所できず育児休業手当金の受給期間を延長申請（最長2歳まで）する場合は、次の書類の提出が必要となります。

【現行の要件】

保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと

- ・入所申込年月日が1歳（1歳6か月）に達する日以前であること
- ・入所希望日が1歳（1歳6か月）に達する日の翌日以前であること

【現行の確認書類】

市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知等）

【追加の要件】

速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る

- ×申し込んだ保育所等が合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみとなっている
- ×申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っている

【追加の確認書類】

- ・本人が記載する申告書
- ・市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し

注意 育児休業手当金等については、同一の事由により雇用保険から給付金等を受けることができる場合は支給されませんのでご注意ください。
本記事作成時点（令和7年1月）で取扱い等に係る詳細が示されていないため、**内容に一部変更がある場合があります**。詳細が分かり次第、本組合ホームページへの掲載等によりお知らせいたしますので最新の情報をご確認ください。

このページに関する問い合わせ先

共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

野菜たっぷり健康ごはん

パパッとできる!

体のために野菜を食べた方がいいと分かってはいても、忙しいとおろそかになりがちに……。そんな悩みを解消するため、手間を減らしてたっぷり野菜をとれるレシピを紹介します。

料理制作・監修=小林まさみ(料理研究家) 撮影=原ヒデシ スタイリング=宮沢史絵 栄養計算=佐藤友恵

豚肉と野菜のうま味が詰まった
彩り豊かな定番メニュー!



1人分 エネルギー471kcal
食塩相当量2.1g

中華丼

- 使用野菜
- ブロッコリー
 - しょうが
 - 赤パプリカ
 - もやし

材料(2人分)

- | | |
|------------------|-----------------|
| ブロッコリー | 水……………1と¼カップ |
| ……………½株(100g) | しょうゆ……………小さじ2 |
| しょうが……………½かけ | オスターソース…大さじ1 |
| 赤パプリカ…¼個(50g) | こしょう……………少々 |
| ごま油……………大さじ½ | うずらの卵(水煮)…6個 |
| 豚ひき肉……………100g | 水溶性片栗粉 |
| もやし……………½袋(100g) | ……………片栗粉・水各大さじ1 |
| | ご飯……………2杯分 |

作り方

- 1 ブロッコリーは小さめの小房に分け、しょうがは千切りにする。パプリカは斜め5mm幅に切る。
- 2 直径19cmの耐熱皿にさっと水にくぐらせたブロッコリーを広げ、ふんわりとラップをして電子レンジ(600W)で1分30秒加熱する。
- 3 フライパンにごま油を熱し、豚肉を炒める。色が変わってポロポロになったら、しょうが、パプリカ、もやしを加えて炒める。
- 4 全体に油が回ったら、A、2、うずらの卵を加えてひと煮立ちさせ、野菜が柔らかくなるまで2分ほど煮る。ダマにならないように水溶性片栗粉を加え、とろみをつける。
- 5 丼にご飯を盛り、4をかける。



ブロッコリーは電子レンジで加熱する!
電子レンジを活用すると、鍋に湯を沸かす時間が節約でき、ブロッコリーに多く含まれるビタミンCが溶け出るのも防げます。

Profile こばやし まさみ ●料理研究家。結婚後、働きながら調理師学校に通い、料理研究家のアシスタントなども務める。独立後は作り手に寄り添ったレシピで人気を博し、テレビや雑誌、企業のレシピ開発などで活躍。『毎日おいしい!カンタン小鍋』(扶桑社)など著書多数。

えひめの“愛”をたっぷりと 地産地消プラン

春

期間:令和7年3月1日～令和7年5月31日(当日予約不可)

ご予約
承り中



宿泊と夕・朝食をセットにしたお得なプランです。

※メイン料理を肉・魚のどちらかお選びいただけます。(写真は肉メイン)
 ※年4回、季節に合わせて献立を変更します。
 ※朝食はバイキング形式となります。

組合員・被扶養者様

1泊2食付 **8,100円**(税込)
 (通常価格10,800円)

下記の2つのプランも1泊2食付きのプランとしてご用意しております。

シニアヘルシープラン

5,800円(税込)(通常8,500円)(当日予約不可)
 60歳以上の方を含むご家族、グループ対象です。
 全体的にヘルシーな内容となっております。

スタンダードプラン

4,100円(税込)(通常6,800円)(当日予約可)
 夕食は4種の御膳(チキン南蛮・唐揚げ・豚ロースかつ鍋・天婦羅)
 の中から1つお選びいただけます。

※表記料金は愛媛共済会館利用助成2,400円と、組合員及び被扶養者対象の300円のお値引き後の料金になります。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311 FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】
<https://kyosai-ehime.or.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



—組合の現況—

(令和7年1月末現在)

| | |
|---------------|----------|
| ◎所属所数 | 43 |
| ◎組合員数 | 22,291人 |
| 男 | 10,879人 |
| 女 | 11,412人 |
| ◎平均標準報酬月額(短期) | 310,594円 |
| ◎被扶養者数 | 15,406人 |
| (含任継) | 内271人 |
| ◎任意継続組合員 | 477人 |
| ◎年金受給者数 | 19,328人 |